

上京区総合庁舎区民交流ロビーの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上京区総合庁舎の1階ロビー(以下「区民交流ロビー」という。)を、地域の福祉、文化の向上等を図り、豊かな市民生活の形成に資することを目的として使用するための必要な手続を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 区民交流ロビーの使用は、区役所の業務に支障のない限りにおいて、原則として展示パネル等を利用した作品展示とする。

(使用に供する時間及び使用に供しない日)

第3条 区民交流ロビーの使用を許可する日及び時間は、別表に定めるとおりとする。

2 次の各号に掲げる日は、区民交流ロビーの使用を許可しない。

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (2) 公職選挙法に基づく選挙の告示日から開票日の翌日まで
- (3) その他区長が区役所の業務を行う上で、必要と認めるとき

(使用資格)

第4条 区民交流ロビーを使用することができる者は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 上京区民会議及び上京区基本計画推進会議の委員が所属する団体
- (2) 上京区民まちづくり活動支援事業の補助対象事業を実施する団体
- (3) 上京区の区域内を主たる活動の場所とし、恒常的に社会福祉や文化の向上を推進するなどの公益的活動を行っている団体
- (4) 前3号に掲げる団体のほか、区長が適当と認める団体

(使用許可の申請)

第5条 区民交流ロビーを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、上京区総合庁舎区民交流ロビー使用許可申請書(第1号様式)に、区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 申請者が1回の使用許可申請において申請できる期間は、2週間以内とする。準備及び撤収については、申請期間内で行うものとする。

(受付期間)

第6条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ受け付けるものとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第1号及び第2号に掲げる団体においては、区民交流ロビーを使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に

関する法律に規定する休日（以下「閉庁日」という。）に当たる場合においては、その日後最初に到来する閉庁日でない日。以下同じ。）から使用しようとする前日（閉庁日に当たる場合においては、その日直前の閉庁日でない日。以下同じ。）まで

(2) それ以外の団体においては、区民交流ロビーを使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から使用しようとする前日まで

2 前条の規定による使用許可の申請は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付けるものとする。

（使用の許可）

第7条 区長は、第5条第1項の規定による申請があった場合において、次の各号に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 区役所の業務又は管理上支障があると認められるとき
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき
- (3) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき
- (4) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められるとき
- (5) 会費、入場料等の金銭を徴収するとき
- (6) その他区長が不相当と認めるとき

2 同一申請者による区民交流ロビーの使用は、1年度内につき2回とする

3 申請受付順に使用許可を行うが、月の初日においては午前9時までに申請受付場所に到達した申請者については同着とみなし、くじによって、申請順を決定するものとする。

4 区長は、第5条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を許可したときは、許可書（第1号様式切り取り線より下部）によりその旨を申請者に通知する。

ただし、当該申請を許可しない場合には速やかに申請者に連絡する。

（使用の取消し）

第8条 第7条第4項の規定により許可書の交付を受けた後に、区民交流ロビーの使用を取りやめるときは、直ちにその旨を区長に申し出て、取消しの手続きを行わなければならない。

（使用制限）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するとき、区民交流スペースの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる

- (1) 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき
- (2) この要綱に定める事項、又は使用許可時の注意事項に違反したとき
- (3) 災害等の不可抗力により区民交流ロビーの使用ができなくなったとき

(4) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき

(5) その他公用、管理上の都合により、区長が特に必要と認めたとき

2 前項の措置によって損害が生じることがあっても、区長及び本市はその責を負わない。

(特別の設備)

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。

2 区長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

3 第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、当該設備に係る区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(使用者の管理義務等)

第12条 使用者は区民交流ロビーの管理について一切の責任を持つとともに、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。また、使用後は、使用許可時の注意事項に従って措置しなければならない。

2 展示中に生じた展示品の破損については、区長及び本市はその責を負わない。

3 使用者は、区民交流ロビーの使用を終了し、又は使用の許可の取り消しを受けたときは、速やかに原状に復するとともに、施設の使用にあつては、区役所職員又は区役所から当該施設の管理を委託された者に報告し、確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、使用する施設若しくはその付属設備を破損し又は滅失したときは、区長の認定により使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第14条 前各条に定めのない事項、その他区民交流ロビーの使用に関して必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は，令和3年6月1日から施行する。
- 2 従前の様式による用紙は，区長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

別表（第3条関係）

区 分	使用に供する時間
平 日	午前8時30分から午後9時まで
土曜日、日曜日及び休日	午前9時から午後5時まで

(第1号様式)

上京区総合庁舎区民交流ロビー使用許可申請書

(あて先) 上京区長	
申請団体の住所	申請団体の名称及び代表者の氏名 電話番号 () -
構成団体名 (申請者が複数の団体で構成される場合に記入) ※利用者に上京区民会議委員名簿又は上京区基本計画推進会議委員名簿に記載された委員を含む場合は必ず御記入ください。	

上京区総合庁舎区民交流ロビーの使用に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

【使用目的及び概要】

名称		
使用目的・内容		
使用する期間	開始日	年 月 日
	終了日	年 月 日
使用を希望する 付属設備	<input type="checkbox"/> 木製掲示板 (台)	
利用回数	今年度： 1回目 2回目	
その他 連絡事項		

_____様からの _____年 月 日～ _____年 月 日
における区民交流ロビーの使用に関する申請を許可します。

_____年 月 日 京都市上京区長

* 使用日当日は、必ずこの許可書をお持ち下さい。万一、ご使用いただけない場合や記載事項等についてご確認させていただく場合は、上京区役所地域力推進室からご連絡いたします。